

がん患者会活動ラウンジ「ごりょうかく」運用規定

1. 趣旨(目的)

本規定は、社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院医療総合サービスセンターがん相談支援室運用規定第4.3.ソ及び第6.13.3の規定に基づき、「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」を運用するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 管理

「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」の管理は、がん相談支援室が行う。

3. 対象

「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 当院が承認した、がん支援活動をする「がん患者団体」
- 二 病院長が特に許可したもの

4. 開放時間及び場所

4.1 開放時間

「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」の使用時間については、原則、9時～17時まで(日祝日も含む)とする。(原則1回2時間までの使用)

4.2 開放時間外の活動

がん支援活動の内容により、あらかじめ使用時間の延長が許可されたものについては、この限りではない。

4.3 活動場所

「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」は、使用団体の予定等を調整の上、以下の場所を有効的に活用するものとする。

- 1 函館五稜郭病院管理棟4階会議室(第1～5)
- 2 函館五稜郭病院1階医療総合サービスセンターコミュニティホール

5. 手続き

5.1 登録

第3条に掲げる者が、はじめて「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」を使用申請する際は、『がん患者会活動ラウンジ「ごりょうかく」登録申請書』(様式1)により、届け出なければならない。

5.2 申請

第3条に掲げるものが「がん患者会活動ラウンジ・ごりょうかく」の使用を希望する場合は、使用申請書(様式2)をがん相談支援室に提出し、病院の使用許可書(様式3)を得なければならない。

5.3 受付

申請については、原則として使用の3ヶ月前から1週間前までに手続きを行わなければならない。

5.4 使用の取り消し

使用許可後、これを取り消し、または、変更しようとするときは、その都度すみやかに、がん相談支援室に申し出ること。

6 . 使用料

「がん患者会活動ホール・ごりょうかく」の使用料については免除する。ただし、その他経費については使用者が負担するものとする。

7 . 使用者の心得

使用者はこの規定に定めるもののほかに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 火災予防に万全を期すこと。
- 二 電気・ガス・水道の節約に努めること。
- 三 室内備付の備品などは、丁寧に取り扱い、使用後は必ず整理整頓すること。

8 . 定例会

定期的に定例会を開催する。

附則

この規定は平成20年6月13日から施行する。